

北海道からの道州制特区緊急提案に係る対応について【総括表】

(○は道州制特別区域基本方針の改正を行うもの)

内閣官房副長官補室

NO	提案項目	主な関係省庁	対応
①	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	文部科学省 厚生労働省	政令改正で措置 (札幌医科大学医学部の定員増に係る学則変更の文部科学大臣への届出を不要とする)
②	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	厚生労働省	政令改正で全国的に措置済
3	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	総務省	北海道の具体的なニーズを見極めつつ、現行制度の最大限活用を含め継続検討
④	JAS法に基づく監督権限の移譲 (財源移譲を要望)	農林水産省	政令改正で全国的に都道府県域業者への措置命令権限を移譲(※1)
⑤	水道法に基づく監督権限の移譲 (財源移譲を要望)	厚生労働省	法令改正で措置(※2)

※1 全国展開であるので道州制特区による財源移譲の対象外。

※2 財源移譲については、平成21年度概算要求までに検討。

北海道からの道州制特区緊急提案に係る対応について【詳細】

内閣官房副長官補室

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
1	<p style="text-align: center;">札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更</p> <p>(内容) 地域医療を担う医師を育成する札幌医科大学の定員数を地域で決められるよう、定員の変更に必要な学校教育法に基づく学則変更の届出先を国から道に変更する。</p>	文部科学省 厚生労働省	政令改正で措置	<p>・札幌医科大学医学部の定員増に係る学則変更について、文部科学大臣への届出を不要とするための政令改正を行う(平成20年度中のできるだけ早期に措置)。</p> <p>・政府は、北海道における地域医療の現状に鑑み、札幌医科大学の定員増に係る同大学の意向を踏まえつつ、緊急医師確保対策の推進を図る。</p>
2	<p style="text-align: center;">労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大</p> <p>(内容) 派遣元事業者が業として行う際、へき地のみで認められている民間病院から民間病院への医師派遣対象地域を条例により道自ら決めることができるようにする。</p>	厚生労働省	政令改正で全国的に措置済	<p>・へき地に限らず、各都道府県が設置する医療対策協議会の協議を通じて、地域医療の確保のために医師を派遣する必要があると認めた医療機関についても医師派遣を行うことができるよう関係政省令を改正したところ(平成19年12月14日公布・施行)であり、全国的に地域の実情を反映した医師派遣を行うことが可能となった。</p>

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
3	<p data-bbox="241 387 613 456">地方公務員派遣法に基づく 医師派遣先の拡大</p> <p data-bbox="215 644 629 783">(内容) 医療法人等にのみ派遣が認められて いる道職員医師を地方の個人・会社経 営の病院・診療所に派遣できるようにす る。</p>	総務省	<p data-bbox="875 461 1189 600">北海道の具体的な ニーズを見極めつつ、 現行制度の最大限活用 を含め継続検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1223 323 2051 355">・市町村立の病院・診療所に対しては現行制度で派遣が可能。 <li data-bbox="1223 392 2051 456">・また、医療法人その他の法人については、北海道が条例で定めれば職員派遣が可能。 <li data-bbox="1223 499 2051 600">・北海道内の病院・診療所の約7割は公立又は医療法人等の設置によるものであり、以上のようにいずれも現行制度で派遣が可能なものである。 <li data-bbox="1223 643 2051 707">・さらに、北海道が研修目的として妥当と認める場合には、個人・会社経営の病院等に職員を派遣することも可能。
4	<p data-bbox="304 935 546 1035">JAS法に基づく 監督権限の移譲 (財源移譲を要望)</p> <p data-bbox="215 1201 629 1398">(内容) 食品などの品質表示に関して、違反した道内業者に対する指示は道、最終権限である措置命令は国に分かれている指示・監督権限などについて、通報から措置命令まで、北海道が一貫した対応ができるようにする。</p>	農林水産省	<p data-bbox="887 1078 1178 1217">政令改正で全国的に 都道府県域業者への 措置命令権限を移譲 〔財源移譲なし〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1223 871 2051 1010">・主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等に関する措置命令については、当該製造業者等の所在する地域の知事が行うことができるよう、平成20年度中を目途に政令改正を行う。 <li data-bbox="1223 1046 2051 1217">・県域業者への報告徴収・立入検査権限については、広域業者を調査する場合に、その違反原因を解明するため、取引先である県域業者へも合わせて調査に入らなければならない場合等があり、広域業者を調査する上で必要な場合に限り農林水産大臣も行えるようにしておくことが必要。 <li data-bbox="1223 1254 2051 1361">・申出の受理については、消費者が必要なときにいつでも申出ができるよう、引き続き都道府県知事と農林水産大臣を申出先としておくことが適当。 <li data-bbox="1223 1398 2051 1430">・全国展開であるので道州制特区による財源移譲の対象外。

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
5	<p style="text-align: center;">水道法に基づく 監督権限の移譲 (財源移譲を要望)</p> <p>(内容) 給水人口5万人を超える水道事業及び一日最大給水量が2万5千トンを超える水道用水供給事業は国、それ以下は道に分かれている指導・監督権限について全て道に移譲し、道内における水道事業等の指導監督は全て道が行うことができるようにする。</p>	厚生労働省	法令改正で措置 [財源移譲は要検討]	<ul style="list-style-type: none"> ・権限の移譲に向けて北海道と協議を進める。 ・移譲に際しては、北海道の体制整備のための適切な準備期間が必要。 ・緊急時には国の知見・経験も活用でき、北海道と連携して対応することが可能とすることが必要。 ・財源移譲については、平成21年度概算要求までに検討。